

県税窓口受付等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「県税窓口受付等業務委託」において、質の高い安定した県民サービスの提供のために、見積額だけでなく、奈良県税条例等に基づく自動車税等県税の窓口受付等に関する業務について十分理解のうえ、委託業務を円滑に遂行するための業務実施体制の構築、事業者の組織的な対応能力、業務改善に対する意欲等について、事業者からの提案を総合的に評価することによって随意契約の相手方を決定する方式（以下「公募型プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的としています。

2 業務名

「県税窓口受付等業務委託」

3 業務内容

別紙「県税窓口受付等業務委託仕様書」のとおり

4 業務実施場所

大和郡山市満願寺町60-1（郡山総合庁舎）

奈良県自動車税事務所自動車税第一課及び徴収課

大和郡山市額田部北町981-8（奈良県自動車会館）

奈良県自動車税事務所自動車税第二課

大和高田市片塩町12-5（大和高田市市民交流センター）

奈良県中南和県税事務所高田窓口センター

吉野郡吉野町上市133（吉野町中央公民館）

奈良県中南和県税事務所吉野窓口センター

5 業務実施期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで。

ただし、土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

6 契約金額及び令和6年度の上限額

契約金額（36ヶ月間）：289,300,000円（税込み）

令和6年度（6ヶ月）：48,217,000円（税込み）

〈令和7年度以降の目安〉

令和7年度（12ヶ月） 96,433,000円（税込み）

令和8年度（12ヶ月） 96,433,000円（税込み）
令和9年度（6ヶ月） 48,217,000円（税込み）
（金額には消費税及び地方消費税に相当する額〔10%〕を含みます。）

7 審査委員会の設置及び所掌事務

- ① 「県税窓口受付等業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、受託者を選定します。
- ② 審査委員会は、次の事務を所掌します。
 - （1）業務提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者の選定に関する事務。
 - （2）その他プロポーザル方式の実施に必要な事務。

8 公募型プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この公募型プロポーザルに参加することができます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 後記12に記述する業務提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ④ 過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日の間）において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。
- ⑤ 業務提案書の提出時点において、奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年奈良県告示第425号）に定める競争入札の参加資格のうち、営業種目大分類「Q役務の提供」のいずれかの登録がある者であること。
- ⑥ 過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日の間）において、国又は地方公共団体で窓口受付等業務を1年間以上受託し、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。
- ⑦ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークの認証を受けており、個人情報の取扱いを適切に行う体制を整備していること。

9 暴力団排除条例に伴う留意事項

前記参加資格とは別に奈良県暴力団排除条例（平成23年奈良県条例第35号）に基づく欠格条項があるので、留意してください。（後記第16 契約の不締結及び第17 契約の解除 参照）

10 公募型プロポーザル参加意思表示の手続き

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、あらかじめ、プロポーザル参加意思表示書（別記様式1）を下記により提出してください。

- ① 提出期日 令和6年7月22日（月）午後5時（必着）
- ② 提出先 後記18に掲げる場所
- ③ 提出方法 持参、郵送、電子メールまたはFAX（郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に「県税窓口受付等業務委託プロポーザル参加意思表示書在中」と朱書して下さい。電子メールまたはFAXの場合は送信後、受信確認の電話連絡をしてください。）

11 質問の受付及び回答

- ① 提出方法 質問がある場合は、実施要領の別紙質問票により電子メールまたはFAXで提出し、受信確認の電話連絡をしてください。
- ② 提出先 後記18に掲げる場所
- ③ 受付期間 令和6年6月28日（金）から令和6年7月9日（火）（必着）
（土日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- ④ 回答 令和6年7月16日（火）
奈良県税務課ホームページに掲載します。
質問がない場合は掲載しません。
なお、回答内容に関する再質問は一切受付しません。

12 業務提案書の提出

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、仕様書等を熟読のうえ、業務提案書を作成し、下記により提出してください。

- ① 提出期限 令和6年7月29日（月）午後5時（必着）
- ② 提出先 後記18に掲げる場所
- ③ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に「県税窓口受付等業務委託プロポーザル業務提案書在中」と朱書きして下さい。）
- ④ 提出物 「業務提案書」
別記様式2 業務提案書（表紙）
別記様式3 参加資格確認申請書
別記様式4 業務の実施方針及び評価項目に関する業務提案
別記様式5-1 見積書
別記様式5-2 積算内訳書

⑤ 提出部数 正本1部 副本5部（副本は別記様式4のみ）

⑥ 業務提案書作成上の留意事項

本調達仕様書および業務提案書をもとに契約書に添付する仕様書を作成するため、確実に提案者が実現できる範囲で記述すること。

- (1) 業務提案書の様式は、A4縦・片面とし、日本語で表記すること。
- (2) 図表等を除き、文字の大きさは、原則11ポイント以上とし、ページ番号（連番）を付けること。
- (3) 提案内容が理解しやすいように、適宜図表等を用いて簡潔でわかりやすい表現で記述すること。
- (4) 評価する者が漏れなく正確に評価できるよう、編集には配慮すること。特に、本県が提示した公告別紙1「業務提案書の評価項目及び評価基準ならびに評価点配分」に則っていない等、上記業務提案書の作成上の留意事項に則り作成しない業務提案書は、採点しない場合もあるので注意すること。
- (5) 業務提案書の副本の作成にあたっては、表題および本文中等に提案者の名称の記載および提案者が推定できるような記載は行わないこと。

⑦ 提出書類の取扱い

- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は、奈良県税務課内及び審査委員会での使用に限るものとし、必要数を当方で複写します。
- ・ 提出された書類は、奈良県情報公開条例（平成13年奈良県条例第38号）の規定に基づく開示請求があった場合は原則開示します。ただし、個人情報又は法人の正当な利益を害する情報は非開示となります。この開示・非開示の判断は同条例に基づき奈良県が判断します。

⑧ その他の留意事項

- ・ 提出期限後の提出書類の差し替え、再提出は認めません。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）、奈良県税条例（昭和25年奈良県条例第34号）、奈良県情報公開条例（平成13年奈良県条例第38号）、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良県条例第19号）等の関係法令を承知のうえで応募してください。
- ・ 審査は提出された業務提案書及びプレゼンテーション等により行います。

13 審査委員会における評価項目及び評価基準ならびに評価点配分
公告の別紙1のとおり

14 最優秀提案者の特定方法と審査結果の通知

① 最優秀提案者の特定方法

- [1] 提出された業務提案書の内容を別に定める「県税窓口受付等業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査委員会において審査、評価し、審査委員会の評価得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として特定します。
- [2] 最も高い評価得点を得た者の得点が評価得点の満点（以下「総得点」という。）

の6割に満たない場合は特定しません。

- 〔3〕 評価得点の合計が同点の場合は、見積額が低い者を最優秀提案者として特定します。
- 〔4〕 見積額が同額の場合は、後日対象者を呼び出し、くじにより最優秀提案者として特定します。
- 〔5〕 1者のみの参加の場合、当該1者のみで審査の手続きを実施し、評価得点の合計が総得点の6割以上の場合、最優秀提案者として特定します。
- 〔6〕 2者以上の参加で審査を実施したのち、最優秀提案者として特定された者（以下「特定者」という。）との協議が不調に終わった場合、審査委員会において順位付けられた総得点の6割以上の上位の者から順に特定者とします。

② 見積額について

見積額が、契約金額及び令和6年度の上限額を超えている場合は、特定しません。

③ 審査結果の通知及び公表について

業務提案書を提出した者には、全応募者の採点結果表を付して特定又は非特定の通知をします。（最優秀提案者及び通知の相手方以外の応募者名は表示しません。）

あわせて、採点結果表をホームページで公表します。（最優秀提案者以外の応募者名は表示しません。）

④ 審査結果に対する問い合わせ

審査結果について不明な点がある場合は、審査結果の公表日の翌日から起算して3日以内（土日祝日を除く。）に書面により問い合わせることができます。問い合わせは、任意の様式に、事業者名、担当者名、連絡先、問い合わせ内容を記載した上で、後記18に掲げる場所あて、電子メールまたはFAXで送付してください。（送信後、受信確認の電話連絡をしてください。）

問い合わせがあった場合は、必要に応じて審査委員の意見を聴取し、可能な限り速やかに文書で回答します。

15 契約の締結

① 契約の締結

前記14①により特定者と協議のうえ、予算の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、特定者との間で協議が不調に終わった場合は、審査委員会において順位付けられた、総得点の6割以上の上位の者から順に契約締結の協議を行い、業務委託契約を締結します。

ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

② 契約書作成の要否

要します。契約書作成に要する費用については特定された者による負担とします。

③ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項た

だし書の規定に該当する場合は、免除します。

16 契約の不締結

特定者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められたときは、特定者と契約を締結しないものとします。

- ① 特定者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

17 契約の解除

契約締結後、契約者について16の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。

この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、16の①、③、④及び⑤中「特定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

18 本件公募型プロポーザル担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟4階

奈良県総務部税務課税制企画管理係

電話 0742-27-8363

FAX 0742-26-3674

電子メール zeimu@office.pref.nara.lg.jp

19 その他

- ①本件公募型プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- ②受託業者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。
- ③奈良県物品購入等に係る競争入札参加資格審査申請

(8⑤に関する登録申請)の窓口

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟1階

奈良県会計局総務課調達契約係

電話 0742-27-8908

別紙質問票

県税窓口受付等業務委託公募型プロポーザル
質 問 票

令和 年 月 日

質問者	事業者名	
	所 属	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	電子メール アドレス	

No.	質問事項